

文 教 厚 生 委 員 会

令和 8 年 9 月 1 日（火）
時 分～ 時 分
（全員協議会終了後）
第 2 委 員 会 室

【委 員】足立委員長、遠藤副委員長、
岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

【執行部】

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、倉井地域福祉課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、前本環境課長

〔教 育 部〕佐々木教育部長、藤井教育総務課長

〔上下水道部〕草刈上下水道部長、右田水道管理課長

【事務局】下間局長

議 題

- 1 所管事務調査事項について
- 2 9月10日(木)の委員会審査日程等について
- 3 その他
 - ・委員会活動レポート（Vo1.83）の原稿について（委員間で協議）
- 4 議会による事務事業評価について（委員間で協議）

9月10日(木)10時開催の文教厚生委員会における予定議題

- 1 請願審査
 - (1) 請願第120号 前スポーツ振興課長が作成した対応記録について説明を求める請願について
 - (2) 請願第121号 サン・ビレッジ浜田基本計画案における利用内容の大幅な変更理由の確認を求める請願について
 - (3) 請願第122号 医療・介護に伴う水道料金負担の軽減制度創設に関する請願について
 - (4) 請願第123号 下水道工事に伴う道路仮埋戻し（仮復旧）の施工品質向上及び安全確保についての検討を求める請願について
- 2 議案第49号 浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第53号 和解及び損害賠償額の決定について
- 4 執行部報告事項
- 5 所管事務調査
- 6 その他
- 7 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）

浜田市議会議長
澁谷幹雄 様

令和 8 年 8 月 14 日

前スポーツ振興課長が作成した対応記録について説明を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

【請願趣旨】

令和 7 年に教育委員会の前スポーツ振興課長が、防災安全課に市民への対応の記録を提出し、防災安全課が不当要求行為等防止対策委員会の会議資料として、まとめたものには、「※上記および裏面の記録入力に当たっては、対応者または対応者から聞き取りした者が適宜おこなっている」と書かれています。しかし、実際の対応時刻ではないと当該市民、対応した職員ともに認めている時刻(実際より長く)が書かれていたり、対応した者は入力していない、聞き取りも受けていないにもかかわらず載っているものがあり、内容についてもすべて2つに分類されています。この特定の市民への対応の記録について森谷議員が調査したところ、入力の依頼自体が課に来ていないこと、聞き取りも受けていない、報告もしていないのに記録があることが明らかになっています。

また、砂川前副市長は令和 8 年 3 月議会の森谷議員の個人一般質問において、反問権を使って「いろんな課に同じ質問を繰り返しておられます。」などと述べていますが、この発言の根拠となった「同じ質問をいろんな課に繰り返していることがわかる記録」を開示請求しても、文書不存在でした。つまり、議会において不当要求行為等防止対策委員長の行った発言には、市の記録という根拠が無かったことになります。当該市民は説明を求めても、市は、いつどこの課に何を行ったことが不当要求行為に該

当するのかの説明を一切行っていません。認定を行い、弁護士を雇って市民を遮断するために不当要求行為の認定を行っている可能性があります。

市民への対応の記録について、その作成根拠となる記録(1次データ)が存在しない(文書不存在で不開示決定)にもかかわらず、どのようにしてこの表を作成したのか確認していただきたく、お願いいたします。

【請願理由】

1. 対応の記録を作るためには対応開始時刻、終了時刻、対応の内容の記録が無ければ不可能であるが、文書不存在である。
2. 根拠となる記録が無いにもかかわらず、時刻や内容を分類した記録が作成され、それによって「対応を強要した」と認定し、市民に対し送付した警告書にも、「強要を行った」と書いている。
3. 当該市民は、職員に対し何らかの強要を行った事実はないと、警告書に書かれた内容を一貫して否定し、事実確認と説明を求め続けているが、強要にあたる事実の説明が一切無い。

以上のことから、議会の場で、不正確な説明が行われたり、不当要求行為等防止対策委員会においても、前スポーツ振興課長の書いた虚偽の内容を含む報告書をもとに認定が行われているため、当該市民への対応の記録について、誰が、いつ、何の資料又は情報を根拠として、時刻、内容を記載したのか、その作成経緯および、根拠を議会として確認していただきたく、お願いいたします。

浜田市議会議長
澁谷幹雄 様

令和8年8月14日

サン・ビレッジ浜田基本計画案における利用内容の大幅な変更理由の確認を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

【請願趣旨】

サン・ビレッジ浜田の機能転用に関し、令和8年³4月に浜田市教育委員会はエブリプラン(株)より基本計画案(資料1)を受け取っています。この基本計画案では、市が機能転用の判断を行った際の根拠としてホームページに掲載し、市議会でも説明してきた三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)の報告書と全く異なる利用内容を想定している。機能転用の判断の前提となった報告書と、今回の基本計画案では、利用の中心が大きく異なるため、その理由の確認を市議会として行っていただきたく請願いたします。

【請願理由】

1. 市がスケート場の機能転用を決定した際の判断材料として示した三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)の報告書では、スケート場を機能転用するかどうかの判断のため、人工芝、板張り(体育館)について利用想定、収支想定を示し、人工芝が優位としていました。そして三菱



UFJ リサーチ&コンサルティング(株)は、利用者数を年間36600人と見込み、スポーツ利用 35,000 人とイベント利用 1,600 人と想定していました。(資料 2)

2. ところが、エブリプランの基本計画案になると、遊戯機能(ターゲットとして1歳から小学生)を床面積の3分の1に取り入れ、知育おもちゃ、ボールプール、その他の遊具を設置する計画になっています。
3. 機能転用時には利用想定に含まれていなかった遊戯機能での利用が突如利用の大半を占める想定になり、競技団体へのアンケートの結果では競技会場として使えないことやアクセスの不便さから積極的に利用したいという要望はほぼ無かったことからスポーツ利用の利用者数を36,600人から²⁰⁰⁰十万人程度に縮小しています。
4. 令和6年の市議会への説明時には、教育部長は機能転用した場合の利用者数を36,600人と説明しており、隣のスポーツ広場(サッカー場)の利用者数が36,000人程度であったことを理由に、一体的な利用によって実現可能と説明していました。
5. エブリプランの利用想定について、算出根拠が不明であり、実現可能性が全く見えません。

以上のとおり、機能転用の方針決定の根拠となった想定と全く利用想定が異なっており、判断の前提であった比較内容とまったく違う計画になっています。なぜ突然遊戯機能がメインになっているのかの確認が必要であり、市議会として執行部に確認していただきますようお願い申し上げます。

令和8年7月17日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市金城町七条ハ 568-60
氏 名 山品一興

紹介議員 戸津川 美二

医療・介護に伴う水道料金負担の軽減制度創設に関する
の請願について

【請願の趣旨】

1 願意

水道施設の老朽化対策や更新工事の必要性、水道料金の見直しが必要であることは十分理解しております。しかし、病気や障がい、介護が原因で水道使用量が増える世帯まで、一律に同じ負担を求めることが公平と言えるのか、疑問を感じています。

高齢化が進む浜田市では、今後、在宅で医療や介護を受けながら生活する市民がさらに増えていくことが予想されます。そのような方々が安心して暮らし続けられるよう、医療や介護に伴ってやむを得ず水道使用量が増える世帯への支援制度を検討していただきたいと思います。

つきましては、次の事項についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 医療・介護上の理由により水道使用量が増える世帯への水道料金減免制度または助成制度を創設すること。
- (2) 制度創設までの間、個別事情に応じた柔軟な支援や配慮を行うこと。
- (3) 水道料金改定に当たっては、医療・介護を必要とする世帯への影響を十分に検討し、市民に分かりやすく説明すること。



この請願は、私たち夫婦だけのためではありません。これからの浜田市において、病気や障がい、介護を抱えながら暮らす多くの市民が、安心して生活できる環境づくりにつながることを願い、提出するものです。

何卒、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます

2 理由

私は浜田市に住む年金生活者です。

妻は多系統萎縮症を患っており、病気の進行により頻尿となり、医療・介護上の理由から日常的に多くの水を使用せざるを得ません。また、衛生管理や介護のためにも、水道の使用は生活に欠かすことができません。

その結果、水道料金は約 5,000 円から約 10,000 円へと増加し、年金生活の私たちにとって大きな負担となっています。

浜田市上下水道部へ減免制度について相談しましたが、「制度がない」との回答でした。しかし、私たちのような世帯は、水を節約したくても、病気や介護のために使用量を減らすことができません。

以上のことから、本請願の提出に至る。

下水道工事に伴う道路仮埋戻し(仮復旧)の施工品質向上及び安全確保についての検討を求める請願

令和8年8月14日

あて先

浜田市議会議長 様

請願者

株式会社コムサグリ

住所:浜田市相生町 3773-1

電話番号:090-8361-0522

紹介議員

森谷公昭 印

1. 請願事項

浜田市内で実施されている下水道工事に伴う道路の仮埋戻し・仮復旧について、市民の安全な通行を確保するとともに、工事後の路面の凹凸、段差、沈下等による通行上の支障を可能な限り軽減するため、施工品質、施工管理、費用の積算及び工事完了後の維持管理等について検証し、必要な改善を図ることについて検討することを求めます。

2. 請願理由

(1)道路仮復旧の現状について



現在、浜田市内各地で下水道工事が行われています。

下水道工事では、道路を掘削した後に埋め戻しを行い、その後、本舗装を行うまでの間、仮舗装等による仮復旧が行われます。

一定期間、仮復旧の状態となることについては、工事の性質上、必要な場合があることは理解できます。

一方で、工事後の道路において、著しい凹凸や段差、沈下等が発生すると、車両の通行時に大きな衝撃が生じるほか、二輪車や自転車、歩行者等にとっても安全上の問題となる可能性があります。

また、車両が段差を通過する際の振動や騒音によって、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことも考えられます。

(2) 仮復旧であっても一定の施工品質が必要

下水道工事は比較的深い掘削を伴う場合があり、施工後に一定の沈下が発生する可能性があることは理解しています。

しかし、仮復旧であることを理由として、路面の平坦性や安全性が大きく損なわれることは望ましい状態とはいえません。

仮復旧から本復旧まで一定の期間を要するのであれば、その期間についても、市民が安全に道路を利用できるよう、一定の施工品質を確保することが必要です。

そのため、現在の施工方法や施工管理の実態について検証し、必要に応じて改善することについて検討することが重要です。

(3) 埋戻し・転圧等の施工管理について

道路の掘削後に埋戻しを行う場合、埋戻し材料、施工方法、転圧の状況等によって、その後の沈下や路面状態に影響が生じる可能性があります。

そこで、

- 埋戻し材料が適切であるか
- 所定の転圧が適切に行われているか

- 各工程における施工管理が適切に行われているか
- 仮舗装の厚さや材料が適切であるか
- 工事完了後の沈下等に対する確認が行われているか

などについて、改めて検証することが望めます。

既存の施工基準や検査制度がある場合についても、その基準が実際の現場において十分に機能しているかという観点から検証することが重要です。

(4) 施工費用・積算についても検証する必要性

仮復旧の施工品質を確保するためには、施工方法だけでなく、そのために必要となる費用についても適切に設定されていることが重要です。

例えば、

- 仮舗装に必要な施工単価
- 舗装面積の算定方法
- 必要な転圧作業
- 材料費
- 現場管理費
- 安全確保に必要な経費

などについて、実際の施工に必要な費用と現在の積算内容に乖離がないかを確認することが考えられます。

適切な施工品質を確保するために必要な経費まで過度に抑制されていないかについても、検証することについて検討する必要があります。

(5) 本復旧までの安全確保

仮復旧はあくまで本復旧までの暫定的な状態であることから、本復旧までの期間に路面の沈下や段差等が発生した場合には、できるだけ早期に把握し、必要な対応を行うことが重要です。

そのため、

- 工事箇所の定期的な確認

- ・ 市民からの通報・情報提供を受ける仕組み
- ・ 路面状態の確認
- ・ 必要に応じた補修
- ・ 特に危険性の高い箇所への迅速な対応

などについて、現在の管理体制を検証し、より迅速に対応できる仕組みについて検討することが望まれます。

3. 具体的に検討を求める事項

以上を踏まえ、浜田市において次の事項について検討することを求めます。

① 仮埋戻し・仮復旧の施工品質の検証

下水道工事に伴う道路の仮埋戻し・仮復旧について、路面の凹凸、段差、沈下等が発生する原因を検証し、埋戻し方法、転圧、仮舗装の材料・厚さ等について、必要な改善を行うことについて検討すること。

② 仮復旧における品質基準・現場検査の検証

現在の仮復旧に関する施工基準や検査方法について、実際の路面状態や市民の通行安全が十分に確保されているかを検証し、必要に応じて平坦性等の品質確保及び現場検査のあり方を見直すことについて検討すること。

③ 仮復旧に必要な施工費用の検証

仮復旧に必要な材料費、施工費、転圧等の作業費、安全管理費その他必要な経費について、現在の積算基準が適切であるかを検証し、安全で適切な施工を確保するために必要な経費のあり方について検討すること。

④ 本復旧までの道路状態の確認体制

仮復旧から本復旧までの期間において、路面の沈下、凹凸、段差等を定期的に確認する方法について検討すること。

⑤ 段差・凹凸等への迅速な対応

仮復旧後に著しい段差や凹凸等が発生した場合、市民からの情報提供等も活用しながら、必要な補修や安全確保を迅速に行うことができる体制づくりについて検討すること。

⑥ 施工品質に関する検証結果の活用

仮復旧に関して発生した路面の沈下、段差、凹凸等について、発生状況や原因を蓄積・分析し、今後の下水道工事における施工方法や施工管理の改善につなげる仕組みについて検討すること。

4. まとめ

下水道整備は、市民生活に必要な不可欠な重要な公共事業です。

その一方で、工事に伴って道路を掘削する以上、工事期間中及び本復旧までの期間において、市民が安全かつ快適に道路を利用できるようにすることも重要です。

仮復旧は一時的な措置であるとしても、その期間に著しい段差や凹凸が発生すれば、車両、二輪車、自転車、歩行者等の安全に影響する可能性があります。

また、路面の状態が悪化すれば、車両の振動や騒音によって周辺住民の生活環境にも影響することが考えられます。

したがって、単に「仮舗装だから仕方がない」とするのではなく、

「仮復旧の期間であっても、市民が安全に通行できる品質をどのように確保するか」

という観点から、施工方法、施工管理、積算、検査及び本復旧までの維持管理体制を総合的に検証することが重要です。

以上の観点から、浜田市における下水道工事に伴う道路仮埋戻し・仮復旧について、施工品質の向上、安全確保、適正な施工費用及び本復旧までの管理体制について検証し、必要な改善を図ることについて検討することを求めます。

以上、お願いいたします。